

「ながさき子ども場所充実アクション」 実施要領

1. 目的

全ての子どもが夢と希望を持ち、未来を切り拓いていけるよう、子どもの笑顔があふれる「子ども場所」を充実させるため、「ながさき子ども場所充実アクション」を立ち上げ、官民が連携し、継続的に社会全体で子ども場所を応援する気運を醸成する。

※「子ども場所」とは、長崎県内で行われる、子どもが子ども同士あるいは、地域の大人と触れ合いながら、安心して過ごせる居場所や、ワクワクする子どもの体験の機会を合わせて表現するもの。

2. 定義

3の趣旨に賛同し、4の活動項目のいずれか、又は複数を実施することを「ながさき子ども場所充実アクション」といい、そのうえで5の登録要件を満たし、6の登録方法により登録した者を「ながさき子ども場所充実アクション宣言団体」という。

3. 趣旨

「ながさき子ども場所充実アクション」の趣旨は、以下のとおりとする。

- ① 全ての子どもが、夢と希望を持って未来を切り拓くことができるようサポートする
- ② 安全・安心な子どもの居場所や体験の提供に取り組む又は応援する
- ③ 子どもが社会の一員として様々な場面で参画できる機会の創出に努め、子どもの目線に立った取組を進める

4. 活動項目

「ながさき子ども場所充実アクション」として実施する活動は以下のとおりとする。

<ア. 子どもの居場所づくり>

大人の見守りのもと、子どもを対象に無料または実費程度で参加できる以下のような子どもの居場所づくりを進めるもの。

- (1) 食や交流等の居場所提供（子ども食堂や多世代交流など）
- (2) 遊び等の居場所提供（プレイパークや遊びの提供など）
- (3) 学び等の居場所提供（学習支援やフリースペースなど）
- (4) その他

<イ. 子どもの体験の提供>

大人の見守りのもと、子どもを対象に無料または実費程度で参加できる以下のような体験の提供を行うもの。

- (1) 子どもの体験の提供（自然遊びや教育体験など、子どもがワクワクする体験）
- (2) 子ども発案体験（子どもが自ら考える体験活動や大人との関わりなど）
- (3) その他

<ウ. 活動者の応援>

- (1) 場所やスペースの提供（活動者への提供）

- (2) こども場所に関するボランティア活動への参画
- (3) フードドライブボックスの設置
- (4) こども場所への食材や物資等の提供
- (5) こども場所への金銭の寄附
- (6) こども場所の広報・PR 活動への協力
- (7) その他

5. 登録要件

以下の要件を満たしている者

- ・「ながさきこども場所充実アクション」の趣旨に賛同すること
- ・長崎県におけるこども場所の充実に取り組む、又は応援すること
- ・関係法令、関連規定等を遵守していること
- ・児童及び青少年保護の観点から適切ではない行為を行わないこと
- ・公序良俗に反する行為を行わないこと
- ・反社会的勢力と関わりがないこと
- ・政治的、宗教的活動でないこと

6. 応募・登録

登録手続きについては、以下の各号のとおりとする。

- (1) 登録を希望する個人・団体等は、専用フォームに必要事項を記載し、長崎県に届出を行う。
- (2) 長崎県は、前号の届出内容を確認し、必要に応じ修正のうえ、前号の個人・団体等の概要及び活動・応援内容を登録する。
- (3) 前号の登録は、長崎県庁公式サイトにおける公表をもって完了する。
- (4) 登録の変更手続きについては、前3号を準用する。
- (5) 参画の辞退しようとするときは、事務局に連絡するものとする。

7. 登録の取り消し

登録団体等に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる時は、長崎県は登録を取り消すことができる。

- (1) 5. 参画要件のいずれかの要件を満たさなくなった場合
- (2) その他、長崎県において参画の取り消しが適当と認められる場合

8. 登録団体の特典

登録団体等の特典は以下のとおりとする。

- (1) 長崎県が開設・運営するこども場所に関する専用サイトにおいて、登録団体の活動紹介を受けることができる
- (2) こども場所に関するアドバイザーから、活動に関する助言を受けることができる
- (3) 活動者同士や活動者と支援者等のマッチングを受けることができる
- (4) 各種お知らせや研修の案内等を受けることができる

(5) その他の特典は、別に定めるとおりとする。

9. 所掌

この要領に関する事務は、長崎県福祉保健部こども政策局こども未来課において所掌する。

10. その他

この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要な事項は、別途、定める。

附則

この要領は、令和7年8月1日から施行する。